

## 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度矢巾町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,635千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,670,202千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		483,122	△9,373	473,749
	1 国民健康保険税	483,122	△9,373	473,749
2 使用料及び手数料		100	49	149
	1 手数料	100	49	149
4 県支出金		1,967,667	67	1,967,734
	1 県補助金	1,967,667	67	1,967,734
5 財産収入		2	1	3
	1 財産運用収入	2	1	3
6 繰入金		181,166	8,191	189,357
	1 一般会計繰入金	175,069	8,191	183,260
8 諸収入		2,529	3,700	6,229
	1 延滞金、加算金及び過料	1,900	571	2,471
	2 雑入	629	3,129	3,758
補正されなかった款項にかかる金額		32,981		32,981
歳入合計		2,667,567	2,635	2,670,202

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,611	△545	26,066
	1 総務管理費	16,029	△545	15,484
2 保険給付費		1,936,572	67	1,936,639
	2 高額療養費	261,927	67	261,994
3 国民健康保険事業費納付金		593,973	0	593,973
	1 医療給付費分	412,518	0	412,518
5 基金積立金		47,260	2,502	49,762
	1 基金積立金	47,260	2,502	49,762
7 諸支出金		11,960	611	12,571
	1 償還金及び還付加算金	8,754	611	9,365
補正されなかった款項にかかる金額		51,191		51,191
歳出合計		2,667,567	2,635	2,670,202



# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	483,122	△9,373	473,749
2 使用料及び手数料	100	49	149
3 国庫支出金	19		19
4 県支出金	1,967,667	67	1,967,734
5 財産収入	2	1	3
6 繰入金	181,166	8,191	189,357
7 繰越金	32,962		32,962
8 諸収入	2,529	3,700	6,229
歳入合計	2,667,567	2,635	2,670,202

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	26,611	△545	26,066			△401	△144
2 保険給付費	1,936,572	67	1,936,639	67			
3 国民健康保険事業費納付金	593,973		593,973			8,191	△8,191
4 保健事業費	50,190		50,190				
5 基金積立金	47,260	2,502	49,762			1	2,501
6 公債費	1		1				
7 諸支出金	11,960	611	12,571				611
8 予備費	1,000		1,000				
歳出合計	2,667,567	2,635	2,670,202	67		7,791	△5,223



歳

入



2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	483,119	△9,373	473,746	1 医療給付費分現年課税分	△10,353	医療給付費分現年課税分の減 △10,353
				2 後期高齢者支援金分現年課税分	△3,326	後期高齢者支援金分現年課税分の減 △3,326
				3 介護納付金分現年課税分	△321	介護納付金分現年課税分の減 △321
				4 医療給付費分滞納繰越分	3,112	医療給付費分滞納繰越分の増 3,112
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	888	後期高齢者支援金分滞納繰越分の増 888
				6 介護納付金分滞納繰越分	627	介護納付金分滞納繰越分の増 627
計	483,122	△9,373	473,749			

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 督促手数料	100	49	149	1 督促手数料	49	国民健康保険税督促手数料の増 49
計	100	49	149			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	1,967,667	67	1,967,734	1 普通交付金	67	普通交付金の増 67
計	1,967,667	67	1,967,734			

1 国民健康保険税

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	2	1	3	1 基金利子	1	財政調整基金利子の増 1
計	2	1	3			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	175,069	8,191	183,260	1 一般会計繰入金	8,191	財政安定化支援事業繰入金の増 8,191
計	175,069	8,191	183,260			

(款) 8 諸収入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	1,900	571	2,471	1 一般被保険者延滞金	571	一般被保険者保険税延滞金の増 571
計	1,900	571	2,471			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

1 一般被保険者第三者納付金	1	682	683	1 一般被保険者第三者納付金	682	一般被保険者第三者納付金の増 682
3 一般被保険者返納金	2	336	338	1 一般被保険者返納金	336	一般被保険者返納金の増 336
5 雑入	624	2,111	2,735	1 雑入	2,111	市町村医師養成事業助成金の減 国保診療報酬等返納金 △401 2,512
計	629	3,129	3,758			

歳

出



3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2国民健康 保険団体 連合会負 担金	6,144	△545	5,599			△401	△144	18負担金、補助 及び交付金	△545	◎国民健康保険団体連合会負担金の減 △545 ○国民健康保険団体連合会負担金の減 △545 国保連合会市町村医師養成事業負担金 △545
計	16,029	△545	15,484			△401	△144			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

3一般被保 険者高額 介護合算 療養費	440	67	507	67				18負担金、補助 及び交付金	67	◎一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の増 67 ○一般被保険者高額介護合算療養費給付事業の増 67 一般被保険者高額介護合算療養費 67
計	261,927	67	261,994	67						

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1一般被保 険者医療 給付費分	412,518	0	412,518			8,191	△8,191			財源更正
計	412,518	0	412,518			8,191	△8,191			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1財政調整 基金積立 金	47,260	2,502	49,762			1	2,501	24積立金	2,502	◎財政調整基金積立事業の増 2,502 ○財政調整基金積立事業の増 2,502 財政調整基金積立金 2,502
--------------------	--------	-------	--------	--	--	---	-------	-------	-------	--

1 総務費

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	47,260	2,502	49,762			1	2,501			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2償還金	4,115	611	4,726				611	22償還金、利子及び割引料	611	◎償還金の増 ○償還金の増 県支出金過年度分返還金	611 611 611
計	8,754	611	9,365				611				



